

基礎単価	事業区分	(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業		(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業	
		① 利用者又は職員が新型コロナウイルス感染症の発生した施設・事業所 ・対象サービス：No.11からNo.29	② 感染症の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く) ・対象サービス：No.12からNo.19	① ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に對して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスの提供した事業所(※3) ・対象サービス：No.1からNo.10	① (1)の①に該当する施設・事業所に對し、協力する施設・事業所 ② 感染症の拡大防止の観点から必要と認められる施設・事業所(※4) ・対象サービス：No.1からNo.29
対象サービス種別					
分類	No.サービス名	1,975千円/事業所	1,975千円/事業所	1,975千円/事業所	989千円/事業所
通所系	1 療養介護	631千円/事業所	631千円/事業所	631千円/事業所	316千円/事業所
	3 自立訓練(機能訓練)	288千円/事業所	288千円/事業所	288千円/事業所	144千円/事業所
	4 自立訓練(生活訓練)	221千円/事業所	221千円/事業所	221千円/事業所	110千円/事業所
	5 就労移行支援	279千円/事業所	279千円/事業所	279千円/事業所	140千円/事業所
	6 就労継続支援A型	294千円/事業所	294千円/事業所	294千円/事業所	147千円/事業所
	7 就労継続支援B型	271千円/事業所	271千円/事業所	271千円/事業所	136千円/事業所
	8 居職発達支援	172千円/事業所	172千円/事業所	172千円/事業所	86千円/事業所
	9 居職知見発達支援	257千円/事業所	257千円/事業所	257千円/事業所	128千円/事業所
	10 放課後等デイサービス	146千円/事業所	146千円/事業所	146千円/事業所	73千円/事業所
	短期入所	1,013千円/施設	1,013千円/施設	1,013千円/施設	506千円/施設
入所・居住系	12 施設入所支援	335千円/事業所	335千円/事業所	335千円/事業所	167千円/事業所
	13 共同生活援助(介護サービス包摂型)	259千円/事業所	259千円/事業所	259千円/事業所	129千円/事業所
	14 共同生活援助(日中サービス支援型)	150千円/事業所	150千円/事業所	150千円/事業所	75千円/事業所
	15 共同生活援助(外泊サービス利用型)	985千円/施設	985千円/施設	985千円/施設	493千円/施設
	16 福祉知見発達支援	529千円/施設	529千円/施設	529千円/施設	264千円/施設
訪問系	17 居職型障害児入所施設	107千円/事業所	107千円/事業所	107千円/事業所	41千円/事業所
	18 居宅介護	60千円/事業所	60千円/事業所	60千円/事業所	23千円/事業所
	19 重度訪問介護	106千円/事業所	106千円/事業所	106千円/事業所	41千円/事業所
	20 同行支援	35千円/事業所	35千円/事業所	35千円/事業所	17千円/事業所
	21 行動支援	19千円/事業所	19千円/事業所	19千円/事業所	9千円/事業所
	22 就労定着支援	30千円/事業所	30千円/事業所	30千円/事業所	11千円/事業所
相談系	23 自立生活援助	35千円/事業所	35千円/事業所	35千円/事業所	13千円/事業所
	24 居宅型訪問支援	50千円/事業所	50千円/事業所	50千円/事業所	25千円/事業所
	25 保育所等訪問支援	36千円/事業所	36千円/事業所	36千円/事業所	18千円/事業所
	26 計画相談支援	37千円/事業所	37千円/事業所	37千円/事業所	18千円/事業所
相対系	27 地域定着支援	—	—	—	—
	28 地域見守り支援	—	—	—	—
	29 障害児相談支援	—	—	—	—

○ (1) ①、②に該当する施設・事業所等の場合  
・緊急費用に係る費用、利用費、手当、職業紹介料、損害賠償除の加入費用  
・代替サービス提供に伴う緊急費用に係る費用、利用費、手当、職業紹介料、損害賠償除の加入費用  
・代替サービスの確保費用(使用料)  
・代替事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金  
・代替場所や利用者宅への旅費  
・利用者宅を訪問して健康観察や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車等のリース費用  
・通所でできない利用者の安全確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)  
以下費用は、代替サービス提供期間のみに係る  
○ (1) ③に該当する事業所、施設等の場合  
・一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限定)  
○ (2) ①、②に該当する事業所、施設等の場合  
・一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限定)

対象経費  
 ○ (1) ①、②に該当する施設・事業所等の場合  
・緊急費用に係る費用、利用費、手当、職業紹介料、損害賠償除の加入費用  
・代替サービス提供に伴う緊急費用に係る費用、利用費、手当、職業紹介料、損害賠償除の加入費用  
・代替サービスの確保費用(使用料)  
・代替事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金  
・代替場所や利用者宅への旅費  
・利用者宅を訪問して健康観察や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車等のリース費用  
・通所でできない利用者の安全確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)  
以下費用は、代替サービス提供期間のみに係る  
○ (1) ③に該当する事業所、施設等の場合  
・一定の要件に該当する自費検査費用(別添2のとおり、障害者支援施設等に限定)

助成額の算定  
 ・施設・事業所ごとに、(1)及び(2)についてそれぞれ基礎単価まで助成することができ、この基礎単価は、対象経費の支出年度単位で適用する。なお、令和4年度分の取扱いについては、施設・事業所が令和4年3月31日障未031第5号厚生労働省令(介護労働関係法施行令)に基づき、当該助成額を基礎単価から除いた金額まで助成することができる。  
 ・施設・事業所ごとに、基礎単価と対象経費の差額とを比較して少ない方の額を加算とする。なお、加算額が1,000円未満の場合は、これを切り捨てるとする。  
 なお、(1)①から③及び(2)の施設・事業所のうち、特別な事情により基礎単価を超えて助成する場合がある場合は、必要と認められる場合に限り基礎単価を超えて助成することができる。  
 ※1 対象施設、事業所については、助成の対象となる施設、事業所として、休業中のものを除く。  
 ※2 各種補助事業所となる場合、福祉サービス事業所として指定された事業所については、当該事業所の職員が利用者宅を訪問してサービスを提供している場合を除く。  
 ※3 「居宅で生活している利用者」に対しては、当該事業所の職員が利用者宅を訪問してサービスを提供している場合を除く。  
 ※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める事業規則の業休日において、営業しなかった日(利用者からの依頼によるサービスの実施を含まず)が連続3日以上の場合を指す。  
 ※5 令和4年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の障害福祉サービスの提供に指定されなかった日(利用者からの依頼によるサービスの実施を含まず)が連続3日以上の場合を指す。